

# 山口県報

令和2年  
12月11日  
(金曜日)

## 目 次

○告示  
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)……………



### 山口県告示第四百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、令和三年度及び令和四年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 建設工事等

- (一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)
- (二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五条に規定する公共測量(以下「公共測量」という。)
- (三) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント

業務」という。)のうち土木に関する工事に係るもの(以下「土木関係建設コンサルタント業務」という。)

(四) 建設コンサルタント業務のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。)

(五) 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号。以下「地質規程」という。)第二条第一項に規定する地質調査(以下「地質調査」という。)

(六) 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務(以下「補償関係コンサルタント業務」という。)

#### 二 競争入札参加資格

(一) 競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約(以下「特定調達契約」という。)に係るものを除く。)に参加することのできる者は、次に掲げる者(所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者に限る。)で、県が発注する建設工事等の請負対象設計額に応じ、建設工事のうち土木一式工事及び建築一式工事にあつては四等級に、その他の建設工事にあつては三等級に、公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務(以下「公共測量等」という。)にあつては二等級にそれぞれ区分して格付される資格を有するものとする。

1 法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)のうち法第二十七條の二十三第一項の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け、かつ、法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の通知を受けたもの

2 測量法第十条の三に規定する測量業者(以下「測量業者」という。)

3 土木関係建設コンサルタント業務を営む者(以下「土木関係建設コンサルタント」という。)

4 建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第百二十二号)第二十三條第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。)

5 地質規程第二条第一項の登録を受けた者(以下「地質調査業者」という。)

6 補償関係コンサルタント業務を営む者(法律の規定に基づき、営業に関する登録が必要とされる場合にあつては、当該登録を受けた者に限る。以下「補償関係コンサルタント」という。)

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

1 建設業者にあつては、次に掲げる事項

- (1) 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号。以下「経営事項審査告示」という。）の第一の一から四までに掲げる項目
  - (2) 県が行った指名停止の期間
  - (3) 県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）にあつては、次に掲げる事項
    - ア 県が発注した建設工事の種類別工事成績
    - イ 建設業に従事する職員の数
    - ウ 技術職員の資格取得状況
    - エ 山口県優良建設工事表彰の有無
    - オ 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無
    - カ 障害者の雇用の状況
    - キ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無
    - ク やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無
    - ケ やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無
    - コ やまぐち健康経営企業の認定の有無
    - サ 会社の合併の有無
    - シ 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が設ける継続学習制度において技術職員が取得した単位の数
    - ス 公益社団法人日本建築士会連合会が設ける継続能力開発制度において技術職員が取得した単位の数
    - セ 若年の技術者及び技能労働者の状況
    - ソ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「登録基幹技能者」という。）及び建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の認定を受けた同条第一項に規定する能力評価基準による評価が最上位の区分に該当する者（以下「レベル4技能者」という。）の数
- 2 測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質

調査業者及び補償関係コンサルタント（以下「測量業者等」という。）にあつては、次に掲げる事項

- (1) 経営規模
    - ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
    - イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額
    - ウ 県内に主たる営業所を有する測量業者等（以下「県内測量業者等」という。）にあつては、審査基準日における公共測量等に従事する職員の数
  - (2) 経営状況
    - ア 基準決算における流動比率
    - イ 基準決算における自己資本固定比率
    - ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
  - (3) その他の事項
    - ア 職員の資格取得状況
    - イ 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
    - ウ 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
    - エ 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無
    - オ 一般事業主行動計画の策定及び届出の有無
    - カ やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無
    - キ やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無
    - ク やまぐち健康経営企業の認定の有無
    - ケ 会社の合併の有無
    - コ 申請日までの営業年数
- (三) 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、(一)の1から6までに掲げる者のうち次に掲げる要件に該当するものとする。
- 1 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査において、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める総合評価値以上を有する者であること。
- (1) 土木一式工事 九百
  - (2) 建築一式工事 八百

(3) (1)及び(2)以外の工事 七百五十

2 測量業者等にあつては、(二)の2に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有する者であること。

(四) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から令和五年三月三十一日までとする。ただし、令和五年度の資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 県内建設業者にあつては、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式)を令和三年一月七日から同月二十九日までの間に、その主たる営業所の所在地を所管する土木事務所所長(以下「所轄土木事務所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

(二) 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)及び測量業者等にあつては、競争入札参加資格審査申請書を令和三年一月七日から同月二十九日までの間に、知事に提出しなければならない。

(三) (一)又は(二)に規定する申請期間経過後に新たに資格審査を受けようとする者は、令和三年七月一日から令和五年一月三十一日までの間、随時、入札参加資格審査申請書を知事に提出することができる。

(四) 競争入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 県外建設業者にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、測量業者、土木関係建設コンサルタント(建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)第二条第一項の登録を受けた者に限る。)、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)、地質調査業者及び補償関係コンサルタント(補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)第二条第一項の登録を受けた者及び営業に關し法律の規定に基づき必要とされる登録を受けた者に限る。)にあつては登録証明書又は登録通知書の写し

2 県外建設業者及び測量業者等にあつては、営業所一覧表(別記第二号様式)

3 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

4 個人にあつては、誓約書(別記第三号様式)

5 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書(経営事項審査告示第一の四の1(一)から(三)までに規定する保険の加入状況がいずれも加入又は適用除外となつていないものに限る。ただし、当該総合評定値通知書において当該保険の加入状況が未加入であつた後に当該保険

の加入状況が加入又は適用除外となつたものは、当該総合評定値通知書のほか、当該事実を証する書面)の写し

6 測量業者等にあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

7 県内建設業者にあつては、建設業労働災害防止協会加入証明書

8 県内建設業者及び県内測量業者等にあつては、職員数一覧表(別記第四号様式)

9 二の(二)の(3)のイ又はウに定める国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し

10 二の(二)の1の(3)のオ又は二の(二)の2の(3)のエに定める環境マネジメントシステムに關する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

11 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十条第三項に規定する者にあつては、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し

12 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

13 やまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた者にあつては、やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し

14 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けた者にあつては、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し

15 やまぐち健康経営企業の認定を受けた者にあつては、やまぐち健康経営企業認定証の写し

16 技術職員のうちに二の(二)の1の(3)のシに定める一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度において単位を取得した者がある場合にあつては、当該取得した単位の数を証する書面の写し

17 技術職員のうちに二の(二)の1の(3)のスに定める公益社団法人日本建築士会連合会の継続能力開発制度において単位を取得した者がある場合にあつては、当該取得した単位の数を証する書面の写し

18 登録基幹技能者又はレベル4技能者を雇用している者にあつては、当該登録基幹技能者の登録基幹技能者講習修了証又は当該レベル4技能者の能力評価(レベル判定)結果通知書の写し

19 暴力団排除に関する誓約書(別記第十二号様式)

(五) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものには訳文の付記又は添付をしなければならない。
  - 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 四 共同企業体等の特例
- (一) 建設業者又は測量業者等が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第五号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (二) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に基づく事業協同組合で、法第三条第一項の許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、官公需適格組合競争入札参加資格審査申請書（別記第六号様式）に知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。
- 五 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例
- 競争入札参加資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）が会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該更生手続開始の決定又は当該再生手続開始の決定を受けた者は、競争入札参加資格再審査申請書（別記第七号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 六 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、申請者に通知する。
- 七 審査事項等の変更の届出
- 競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第八号様式）に三の四に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、県内建設業者は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。
- (一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
  - (二) 商号又は名称
  - (三) 代表者の氏名
  - (四) 営業所の名称、所在地又は電話番号
- (五) 県内の営業所の新設又は廃止
  - (六) 営業所のファクシミリの番号
  - (七) 代理人
  - (八) 登録部門又は受託希望部門
- 八 競争入札参加資格の辞退の申出
- 競争入札参加資格者は、競争入札参加資格を辞退しようとするときは、競争入札参加資格辞退申出書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、県内建設業者は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。
- 九 競争入札参加資格の承継の承認の申請
- 次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請書（別記第十号様式）に三の四に掲げる書類（知事が別に定める書類に限る。）及び経営事項引継書（別記第十一号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、県内建設業者は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。
- (一) 競争入札参加資格者が死亡した場合におけるその相続人
  - (二) 競争入札参加資格者が法人を設立した場合におけるその法人
  - (三) 競争入札参加資格者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
  - (四) 競争入札参加資格者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人
  - (五) 競争入札参加資格者が会社分割をした場合における分割によりその事業を承継した法人
  - (六) 競争入札参加資格者が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

別記

第 1 号様式 (その 1)  
(建設業者の場合)

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号
入札参加を希望する業種	年 月 日	工業業 許可
		工業業

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 号様式 (その 2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

登録を受けている事業	業
測量業者	第 号 年 月 日登録
不動産鑑定業者	第 号 年 月 日登録
建設コンサルタント	第 号 年 月 日登録
建築士事務所	第 号 年 月 日登録
地質調査業者	第 号 年 月 日登録
土地家屋調査士	第 号 年 月 日登録
補償コンサルタント	第 号 年 月 日登録

測量業者、土木関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。





- (4) 事務職員については、「エ」と記入すること。
  - 2 「若年者」欄は、県内建設業者に雇用されている者のうち、申請日において29歳以下の者であって、6月以上前から継続的に雇用されているものについて○を記入すること。
  - 3 「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、申請日において6月以上前から継続的に雇用されている者について○を記入すること。
  - 4 「性別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(その1)

(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				
	希望する工事種別			
	希望する工事場所			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第5号様式 (その2)

(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式 (その3)

(公共測量等共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		登録を受けている事業	登録番号	登録年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式

官公需適格組合競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

下記の組合について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合には、いつでも応じることを誓約します。

記

組 合 の 名 称		代 表 者 氏 名	住 所
組	商号又は名称		
合			
員			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式

競争入札参加資格再審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の再審査を関係書類を添えて申請します。

建設工事 測量 調査 建築関係 土木 地 補償 関係

建設コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント業務

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合には、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	/ 建設業者 2 測量業者等
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 山口県内の営業所の新設又は廃止 6 営業所のフランクシミリの番号 7 代理人 8 登録部門又は受託希望部門
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第9号様式

競争入札参加資格辞退申出書

年 月 日

山口県知事 様

申出者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

下記のとおり競争入札参加資格を辞退したので、申し出ます。

記

業 者 種 別	/ 建設業者 2 測量業者等
辞 退 年 月 日	年 月 日

記入要領

「業者種別」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
2 申出者がその有する競争入札参加資格の全部を辞退する場合は、「競争入札参加資格を辞退する建設業に係る業種又は公共測量等の種類」欄にその旨を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第10号様式

競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

許可を受けている建設業  
登録を受けている事業  
許 登 可 録 番 号 第 号  
許 登 可 録 年 月 日 年 月 日

下記のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請  
します。

記

許可を受けている建設業又は登録を受けている事業	第 号
許 登 可 録 番 号	第 号
許 登 可 録 年 月 日	年 月 日
住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
資 格 承 継 理 由	

記入要領

「競争入札参加資格者」欄は、承認前のものを記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第11号様式

経営事項引継書

項 目	変 更 前		変 更 後	
	許 登 可 録 年 月 日	第 号	許 登 可 録 年 月 日	第 号
住 所				
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
建 設 業 登 録 事 業 種 類				
技 術 者 氏 名				
自 己 資 本 額	千円		千円	
職 員 数	技術関係 保 険 員 人	事務関係 保 険 員 人	計 人	計 人
	機 械 ・ 運 搬 具		千円	千円
有 形 固 定 資 産 額 (土地及び建物を除く。)	工具器具・備品		千円	千円
	そ の 他		千円	千円
計			千円	千円
そ の 他 参 考 事 項				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

記入要領

「技術者氏名」欄は、建設業者にあつては、建設業法第7条第2号又は第5条第2号に規定する営業所ごとに置くべき専任の者について記入すること。  
2 「職員数」欄の「変更後」欄は、引継ぎに係る職員について記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第12号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋

- (暴力団排除)
- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
  - 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
  - 18 役員等若しくは使用者が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
  - 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
  - 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第6号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第6号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第8号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和二年十二月十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁